

令和3年11月2日

職員の懲戒処分について

次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要	令和3年9月3日(金)、市内商業施設において、食料品5点(4,987円相当)を窃取したものの。 この行為に対して、9月21日(火)に窃盗罪で起訴された。
2 被処分者の所属・補職名	交通局電車運輸主事
3 処分内容	停職3月
4 処分年月日	令和3年11月2日